



平成 30 年 6 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 井上 真一
(コード番号：6135 東証第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL：046-284-1439)

「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 21 日開催予定の第 79 回定時株主総会の議案に「定款一部変更の件」を追加する決議を行いました。これに伴い、平成 30 年 5 月 16 日に公表した「単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容が一部変更となりましたので、下記のとおり変更いたします。なお、変更箇所には、網掛け表示をしております。

記

【変更前】

2. 株式併合

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	300,000,000 株
併合後の発行可能株式総数（平成 30 年 10 月 1 日）	60,000,000 株

(注) 会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記の通り変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもって当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>6 千万株</u> とする。
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

なお、この定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の規定により、株主総会の決議によることなく行われます。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- (1) 取締役会決議日 平成 30 年 5 月 16 日
- (2) 定時株主総会開催日 平成 30 年 6 月 21 日 (予定)
- (3) 効力発生日 平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

【変更後】

2. 株式併合

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数 (平成 30 年 3 月 31 日現在)	300,000,000 株
併合後の発行可能株式総数 (平成 30 年 10 月 1 日)	60,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 株式併合の割合 (5 株を 1 株に併合) にあわせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株にするため現行定款第 8 条を変更するものであります。
- ② 当社取締役会の体制を強化するため、役付取締役に「取締役副会長」を新設し、代表取締役に就任できるよう現行定款第 23 条を変更するものであります。

(2) 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>6 千万株</u> とする。
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 23 条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって取締役中より取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長 1 名、取締役相談役、専務取締役な	第 23 条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議によって取締役中より取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、 <u>取締役副会長 1 名</u> 、取締役副社長 1 名、取締役相

<p>らびに常務取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会長、取締役社長、取締役副社長ならびに取締役会の決議で代表取締役に選定された取締役は、各自会社を代表する。</p> <p><新設></p>	<p>談役、専務取締役ならびに常務取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長ならびに取締役会の決議で代表取締役に選定された取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>附則</p> <p>第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日に効力が発生するものとする。</p> <p>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</p>
--	---

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

- (1) 取締役会決議日 平成30年5月16日
 - (2) 取締役会決議日※ 平成30年6月4日
 - (3) 定時株主総会開催日 平成30年6月21日（予定）
 - (4) 効力発生日 平成30年6月21日（予定）
- （ただし、第6条、第8条は平成30年10月1日）

※第79回定時株主総会の議案に「定款一部変更の件」を追加する決議を行いました。

以 上